

防 火 線 刈 払 特 記 仕 様 書

防火線の機能を維持できるように区域内の雑草、雑灌木、笹等の刈り払いを行うものとし、作業方法は以下による。

1. 刈払方法は全刈とする。
2. 刈払幅は国有林と民有地の境界線から国有林側へ 12m とし、刈払った雑草、雑灌木等は区域山側 2m 内に集積すること。また歩道の妨げとならないよう適切に処理をすること。
3. 指定の刈幅は平均幅であり現地状況により増減があることから、監督職員の指示に従い実行すること。
4. 刈払高は地際から 30cm 以内とし、できるだけ地際に近い位置とすること。
5. 隣接する民有地を誤って刈払わないこと。また、刈払った雑草、雑灌木等を民有地側に存置しないこと。
6. 事業区域の境界標・境界杭等を損傷しないようあらかじめ位置を明らかにしてから周囲の刈払いを行うこと。また刈払った雑草、雑灌木等を境界標等の上に被せないこと。
7. 事業区域前後には「作業実施中」等の表示板を設け、通行人に対し注意を促すこと。また、状況に応じ「立入禁止」の措置を行うこと。
8. 作業にあたり問題が生じるおそれがある場合は事前に監督職員の指示を受けること。その他不明な点は、事前に監督職員と協議のうえ実行すること。

9. 材料置場等施設の使用承認の時期は請負契約の締結をもって承認したものとしますが、実施にあたっては発注者、請負者協議の上具体的に現地において決定するものとする。
10. 施工にあたっては、特に労働安全衛生法第3条に基づく労働災害防止等につとめる。
11. 資材の搬入にあたっては、道路交通法を遵守し、特に過積載による違法運転のないように注意する。
12. 降雨・悪天候時の通勤、工事の施工等にあたっては、十分安全に配慮し労働災害防止につとめる。
13. 諸法規、特に建設業法・火薬類取締法及び同規則・労働安全衛生法及び同規則・危険物取締規則・労働基準法等については遵守する。
なお、この事業の見積書の提出にあたっては私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触しない。
14. 作業現場及び現場事務所等における火気の取扱いには、十分注意し、火災防止につとめる。
15. 契約の保証については免除とする。
16. 隣接する地域の住民に作業について説明し、理解を得る。
17. 事業場所は地域の住民等が通行等により利用することから、安全確保を十分に行い、実施する。
18. 現地での刈払作業は、9月1日以降に施行する。

